

Title	木下恵二君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.94, No.10 (2021. 10) ,p.99- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20211028-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

木下恵二君学位請求論文審査報告

本論文は、清帝国の版図を引き継いだ中国（中華民国および中華人民共和国）の多民族統合がいかに再編成されたかを、帝国の周縁であった「新疆」の統治を対象として考察するものである。およそ現在の「新疆ウイグル自治区」に相当するこの地域は、一七五五年に乾隆帝のジュンガル

征服によって清帝国の版図に加えられ、その後、「新疆」（新しい支配地域）と呼ばれるようになった。そして、一八八四年、新疆省の成立によって正式な行政上の名称となった。一九四九年一〇月の中華人民共和国成立時、日本の国土の約四・五倍の面積をもつ新疆省の全人口における漢族の比率は七パーセント弱、全部で二三存在するとされた諸民族のうち、最大の人口を抱えるウイグルが七六パーセントを占めていた。

中国は、清帝国の版図を、一部を除いてほぼすべて引き

継いだ帝国継承国家である。そのため、多くの研究者は中国を国民国家と帝国が何らかの形で結合したもの（ハイブリッド）と考えている。だが、その結合がいかなるものであるかについては、いまだ議論の途上にある。木下君の考察の出発点もここにある。本論文は、中国による多民族統合を分析する際の基本視角を、「国民国家性」と「帝国性」の相互浸透と矛盾に定めている。すなわち、中国における「中華帝国の遺産」がいかに近代国家へと引き継がれ、ときに矛盾を生じ、ときに共鳴を引き起こすかを主題としている。考察の対象となる時期は、主として一九三〇年代から一九五〇年代に定められている。

本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序 論

- 一、分析の枠組み
- 二、帝国の遺産
- 三、本論文の構成と史料

第一章 伝統的統治の動揺と崩壊——楊增新の統治とそ

の限界

- 一、問題の所在
- 二、楊増新の国家観
- 三、伝統的統治における行政システムの集権化
- 四、テュルク系ムスリムの「新方式」教育運動と楊増新の統治政策の矛盾
- 五、結語

第二章 盛世才政権によるソ連型民族政策の導入と「民族自治」

- 一、問題の所在
- 二、ソ連型民族政策の導入
- 三、民族語教育政策と南疆ウイグル社会における自律的行政権力の樹立
- 四、結語

第三章 盛世才の肅清と民族政策の破綻

- 一、問題の所在
- 二、盛世才による大規模肅清
- 三、抗日体制下の南疆
- 四、結語

第四章 一九四〇年代国民党政権による新疆統治の論理

- 一、問題の所在
- 二、『中国の命運』にみる種族主義の二つの政策的可能性
- 三、吳忠信の統治論理
- 四、国民党政権内部の新疆統治をめぐる議論
- 五、張治中の新疆統治論理
- 六、同化・民主主義・自治
- 七、結語

第五章 国民党政権の新疆統治政策

- 一、問題の所在
- 二、保甲制による支配体制の再編
- 三、新疆省連合政府による統治とその崩壊
- 四、結語

第六章 一九五〇年代中国共産党政権の新疆統治における民族と階級

- 一、問題の所在
- 二、各民族友愛協力の論理
- 三、民族自決をめぐる

四、社会改革をめぐる中央・地方対立

五、社会主義集団化のモデルとしての新疆生産建設兵團

六、結語

結論

各章の概要

序章においては、本論文が採用する分析の枠組が説明されている。木下君は分析にあたって、中核による周縁統合の「近代的モデル」として以下の三つを設定する。すなわち（1）国民的統合モデル、（2）民族自決的統合モデル、（3）植民地主義的統合モデルである。ごく単純化して言えば、第一モデルは、国家の領域内に住む人々を、共通の権利と義務を負う個人の集合体、かつ一定のエスニックな要素を共有する国民とみなすものである。第二モデルは、周縁に位置する各民族の主体性を公的に承認したうえで、それらを一定のルールに基づく連合体として統合するものである。第三モデルは、支配側がある種の使命感に基づき支配を正当化する教条と、自らがより高い文化的価値を有するという確信に基づき、主として強制力に基づく統合を

行うものである。

同時に木下君は、中国の多民族統合にとくに影響を与えたとと思われる二つの「帝国の遺産」を抽出する。すなわち（1）「中華」という言葉で表現される文化一元主義的、同化主義的価値観、および（2）それぞれの地域や民族の習俗に基づいた「自治」を容認するという現実主義的方策である。木下君によれば、中華帝国の統合は、以上の二つのアプローチの微妙な均衡の上に実現されたものであった。だが、帝国が崩壊し、外部世界が国民国家システムに組み込まれ、新疆にも東西からナショナリズムの波が打ち寄せた時、中国の多民族統合はいかなる状況に置かれ、再編されたのであろうか。

このような視角と問題意識に基づき、以下では新疆における近代の変容が本格化する一九三〇年代から五〇年代までを中心に、「帝国の遺産」が中国の近代的再編にどのように作用したのかが分析されている。

第一章では、一九一二年から一九二八年まで新疆省の最高指導者であった楊增新の統治に焦点が当てられ、新疆における伝統的統治の動揺と崩壊が論じられている。二〇世紀最初の三〇年間、新疆は中国ナショナリズムとトルコ・

ロシア帝国内ムスリム諸民族のナシヨナリズムという、東西から押し寄せるナシヨナリズムの波に挟まれた。この状況において楊増新は、対外的には、新疆に対する中国の主権については妥協しない姿勢を貫いた。また対内的には、政治的安定を優先し、県レベル以上の一定の集権化を進めながら、「因俗而治」(習俗に基づいて統治する)の原則のもとで基層社会に過度に干渉することなく、どうにか秩序の安定を維持した。木下君は、彼を「有能な士大夫」と呼び、その政治的手腕を高く評価している。しかし、上記のような楊の姿勢がはらむ矛盾は、西からのナシヨナリズムに触発されたテュルク系住民の教育運動に対する対応に象徴的に現れた。楊増新は、第一次世界大戦期の国際情勢を見極めながら、ロシアやイギリスの干渉を回避し国家主権を維持するという立場からこの運動を弾圧し、教育運動のために招聘されていたトルコ人教師を取り締まった。その結果、本来は反中国的性格をもたなかった運動支持者に、反中国の立場へと転じる契機を与えてしまった。政治的緊張が次第に高まるなか、楊が暗殺されたことよって、いわば堰き止められていた東西のナシヨナリズムの波が新疆に奔流となって流れ込み、新疆はテュルク系住民の間で成長していくナシヨナリズムと、拡大する中国ナシヨナリズム

ムとの衝突の場となっていく。

第二章では、一九三三年四月、白系ロシア人部隊と通じて起こしたクーデターによって新疆における権力を握った盛世才の統治政策が検討されている。彼は南京国民政府による統制に抵抗しながら約一〇年間にわたって新疆を統治した。本章は、その前半期に当たる一九三七年までを考察の対象としている。盛世才の民族政策は、新疆に一四の民族があることを明確にしてその呼称を定めるとともに、「各民族の一律平等」のスローガンのもとで、非漢族の省政府の重要ポストや県長への積極的登用を行うものであった。この政策はスターリンの民族政策に範をとるものであり、諸民族の文化をまず開花・発展させ、その潜在力を大いに発揮させたいと、反帝国主義の旗のもとに団結させることが目的であった(日本への留学経験をもつ盛世才は、強い反帝国主義的志向、とりわけ反日思想の持主であった)。

しかし、統合のために民族平等を掲げ、民族語による学校教育を推し進めるという盛の政策が非漢族の民族意識の覚醒を招いた結果、省政府の統制から自律的に振る舞う地域や人々が出現した。とりわけ、マフムードら、新疆南部

(南疆)のウイグルの有力者たちは民族語教育を強力に推進しながら、事実上、一種の「民族自治」的な状況を作り上げた。民族の統合を目的とした政策が、皮肉にも、民族の自立を促してしまつたのである。

こうした状況に対し、省政府は、南疆で行われている学校教育に関する組織、教材、教授方法に介入し、統制を強化する方向へと方針を転換した。この時、一部の非漢族勢力の間に、一定の自律性が保障される限りにおいて、南京の国民党政権の政治的正統性を受け入れ、それにより国民党政権の支援を得ようとする動きが見られた。木下君はここに、帝國的秩序の歴史的記憶の影響を指摘する。しかし、当時の国民党には、彼らの期待に応える力はなかつた。反発を強めた非漢族勢力は蜂起したが、ソ連の軍事協力を得た省政府によって鎮圧された。かくして、南疆において芽生えつつあつた「民族自治」は「全面的に物理的暴力に依存する支配」に置き換えられてしまつた。木下君はこれを、盛世才が目論んだ「民族自決的統合」の破綻、および「植民地主義的統合」への路線変更と表現している。

第三章では、盛世才政権の後半期に焦点が当てられ、彼がいっただんは導入した「民族自決的統合」の破綻が、盛が

始めた大規模な肅清によって、はなはだしいものとなり、諸民族の統合どころか、諸民族が一律に監視と暴力による抑圧体制下に置かれる過程を描いている。

盛世才は一九三七年八月から三八年前半にかけて、新疆各地で大がかりな肅清を展開した。彼を肅清に駆り立てた動機については、従来の研究においてさまざまな説が唱えられていた。木下君は中国語資料のほかイギリス外交文書に依拠して、盛世才が(1)省政府内部の反盛世才派と少数民族の結託によるクーデターを非常に警戒しており、そのため先手を打って「危険な」分子を除去しようとしたこと、および(2)彼がスターリンへの忠誠を示すため、ソ連におけるトロツキストの肅清を積極的に模倣したためであつた、と結論づけている。ともあれ、肅清された人々のなかには、新疆における民族平等政策を推進していた人々、および非漢族の指導者が多く含まれ、これによって「民族自決的統合」の夢は完膚なきまでに打ち砕かれた。そのうえ、日本に対し強い反感をもつ盛世才は、新疆および西北部を抗日の拠点とし、ソ連の援助を得て日本との最終決戦を新疆においてたたかうというシナリオを思い浮かべていた。そして、彼は日本との戦いを通じて国際共産主義運動のなかで、中国を代表する政治指導者となろうと目論んだ

のである。その結果、新疆の諸民族は抗日ナショナリズムへの隷従を強いられ、監視と暴力にさらされることとなった。

第四章では、一九四〇年代における国民党政権による新疆統治の論理が、新疆省主席となった呉忠信と張治中を中心に検討されている。一九四四年、国民党政権が新疆に対する直接統治を開始したとき、すでに新疆はテュルク系住民のナショナリズムと中国ナショナリズムが激しく対立する場であった。最初に省政府主席として派遣された呉忠信は、漢族の文化的優越意識のもと、非漢族の漢族への自然な同化を望ましいと考えていた。彼は、非漢族が中国からの分離を主張するのは彼らの文化水準が低いからであると信じ、そのような非漢族に政治的主体性を認めようとはしなかった。宗教の尊重を含む「善政」によって民心を獲得し、「訓政」によって民衆を訓育しながら、ソ連とそれに扇動される一部の無知な民衆に力に対抗できれば新疆における統治の問題は解決できると彼は信じた。木下君によれば、呉忠信の構想には「国民的統合」の要素も見られたが、呉が期待したような同化が進まない場合、「植民地主義的統合」へ行き着く可能性が高いものであった。国民党政権

の主流の考えも、呉の考え方に近かった。

一九四六年夏に呉を継いで省政府主席となった張治中は、新疆を中国の領土として保全するという観点から、「高度自治」を認める政策を実現しようとした。すなわち、新疆における非漢族の政治的主体性を認め、行政人員の三割を漢族に、七割を非漢族にあてるなど、内実の伴った各民族の自治を実現しようと努力した。木下君の表現によれば、張治中は「新疆の非漢族の主体性を承認するがゆえに、積極的に彼らの期待や要望に応えることによって、中国への忠誠心を確保しようとした」のである。だが、このような考え方は蒋介石により部分的に支持されながらも、国民党政権においては、主流にはなりえず軍によって妨害されたという。

第四章が主として統治の構想の検討にあてられているのに対して、第五章は、国民党政権の具体的な新疆統治政策を扱っている。日中戦争中の一九四四年一〇月、呉忠信の新疆省主席就任によって、国民政府の新疆省に対する直接統治が開始された。だが、間もなくテュルク系住民の反乱が起こった。同年一月には「東トルキスタン共和国」の成立が宣言されるに至り、イリ、タルバガタイ、アルタイ

の三区がその支配下に入った。そのため、新疆は北部を中心として戦乱が絶えない地域となった。国民政府は、このような条件のもとで新たな統治体制を構築したのである。

呉忠信は、新疆各地の地方行政を監督する行政督察專員および県長に漢族をあてた。他方、県以下のレベルについては、保甲制を通じ、現地住民の伝統的秩序を可能な限り温存した。これによって、統治はある種の二重構造を抱え込むこととなった。だが、各郷保甲には漢族による警察機構が張り巡らされ、非漢族は絶えざる監視のもとに置かれていたのである。

一九四五年秋から国民政府代表である張治中とイリ、タルバガタイ、アルタイのテュルク系三区代表が和平交渉を開始し、その結果一九四六年七月に「新疆省連合政府」が誕生すると、国民政府による統治方法は大きく変化した。民族集団の人口に比例した民族別の定員数をもつ省・県参議会議員の普通選挙、および県長普通選挙が実施された。加えて、公務員の登用に関して、漢族三〇パーセント、非漢族七〇パーセントとすることが目標とされた。さらには、漢族と非漢族の通婚が積極的に奨励された。

ところが、木下君がみるところ、このような「民族連合型」の統治を目指した張治中の諸政策は、ことごとく失敗

に終わった。選挙は新疆駐留軍の干渉を受け、当選した省参議院および県長の多数は親国民党系人物が占め、それが非漢族には大いに不満であった。公務員への非漢族の登用促進策は、漢族住民の激しい反発を招いた。そして、異教徒との結婚を基本的に認めないテュルク系住民は、漢族との通婚奨励に強く反対した。かくして、漢族と非漢族との敵意は増幅された。その結果、新疆省の政治は、中国ナシヨナリズムとテュルク系住民のナシヨナリズムが激突する場と化したのである。一九四七年夏には、三区側がウルムチから引き上げ、新疆省連合政府は事実上崩壊した。そして国民政府が国共内戦に敗れたことによって、多民族統合の課題は中国共産党政権に引き継がれることになったのである。

第六章では、一九五〇年代における中国共産党政権（以下、便宜上、共産党と略記する場合がある）の新疆統治の論理と実態が検討されている。本論文のなかで、もつとも大きな紙幅が割かれている章である。中国共産党は国共内戦に勝利を取めた後、一九四九年一〇月に中華人民共和国の成立を宣言した。それに先立つ同年九月、新疆においては国民党政権の駐留部隊と省政府が中国共産党政権への帰

順を宣言しており、一月には人民解放軍部隊がウルムチに進駐した。こうして、新疆は中華人民共和国の支配下にいった。

従来、中国共産党政権の新疆に対する政策は、一九五〇年代半ばまで、各民族の民族性に配慮する比較的穏健なものであったと評価されてきた。だが、木下君は統治開始当初より、新疆における共産党の民族政策は、急進的あるいは強硬なものであったとみる。それは、現地の党機関が政策執行者として、北京の党中央と立場が異なっていたからであるという。

現地党機関は、早くから「民族問題は実質的には農民問題である」、漢族労働人民は「救い主」である、したがって共産党が新疆に多くの幹部を派遣し、人民解放軍が新疆各地に駐留していることは、封建的抑圧とたたかう各族人民の解放にとって大いなる福音であるとの議論を展開していた。要するに、各民族の直面する問題は民族間対立などではなく、階級間対立だと主張したのである。これは、各民族の自立をうたう党中央の立場とは異なっていた。木下君の解釈によれば、それは現地で民族自決の要求に直面していた現地党機関が、中央と同様に各民族の自治をうたえば、漢族による統治と認識されている共産党の統治を貫徹

することができなくなるとの認識に基づくものであった。現地党機関の「独断専行」は、中央がすぐには手を付けないうよう指示していた土地改革を開始し、ワクフ土地（宗教的に寄進された土地）まで勝手に分配したことに現れた。中央は、新疆分局を改組し、指導者を入れ替えることによつて、この動きを制止した。

党中央も、新疆に対しては「民族区域自治」を認めるといいながら、現実には漢族が中心となる党機関が省政府をコントロールする体制を作り上げようとした。毛沢東は漢族が少数派となる新疆省政府のうえに新疆軍政委員会（共産党によつて掌握される機関）を置いて、省政府をコントロールしようとした。この構想は実現しなかったが、結果的に、漢族のみで構成される共産党新疆分局が省政府を指導し、新疆における政治権力の中心となった。新疆の地方統治については、各地に進駐する人民解放軍の党委員会を基礎として地方党委員会が設立され、その指導下に地方政府の改組が行われた。多くの現地民族が省レベルから基層レベルに至るまで各行政機関の職員に登用されたものの、実権を共産党（すなわち漢族）が握っている限り、これはせいぜい「象徴的アフアーマティブ・アクション」にすぎないものであったと木下君は評価している。

当初、共産党の民族政策に期待していたウイグルは次第に反発を強め、一九五一年三月には「ウイグルスタン自治共和国」の樹立、民族軍の設立、漢族幹部と人民解放軍の撤収を要求するに至る。これに対して、共産党は地方民族主義批判、すなわち非漢族の民族主義に対する批判キャンペーンと民族主義分子の摘発をもって応えた。このキャンペーンは、一九五七年に中国本土で反右派闘争が始まると、「漢族を中心とする各民族の団結」、「漢族に学び、先進を追いかけろ」というスローガンを備えた運動へと発展した。大躍進のもとで、この運動はピークを迎え、「地方民族主義の特徴的な表れは、漢族の先進性を認めず、漢族の助けを歓迎せず、漢族に学ぶことを望まないことである」との主張も掲げられた。だが、このような言説は、大躍進の失敗とともに姿を消したという。

本章には、新疆における開墾と辺境防衛の任務を引き受ける独特の組織である新疆生産建設兵団に関する考察が付け加えられている。この組織は、新疆に駐留した軍隊が生存のために自ら農業生産に携わったことに端を発しているが、やがて商品作物生産、有色金属の採掘、工場建設なども手がけたことによって、大規模な軍隊・企業・政府機関の複合体へと発展していったものである。急速に新疆経済

を支配するようになったこの組織のメンバーの圧倒的大多数が漢族で占められていたことから、非漢族の間に、同兵団がもつばら漢族の経済的利益のために活動しているとの批判が広がるのは当然であった。このような批判を封じ込めるために用いられた論理が、「漢族の先進性」であったという。「最も先進的である漢族」が「遅れた」非漢族を助けるための組織が生産建設兵団であるというのである。同兵団は、中国本土からの漢族移民を引き受けながら肥大化し、新疆における植民地主義的統合の象徴となった。

以上の経緯を踏まえて、木下君は、一九五〇年代における新疆統治は、民族の境界区分を重視しつつ、文化的優位性を持つ漢族による統治を徹底させるという意味において、植民地主義的統合という側面を有すると同時に、社会主義イデオロギーに基づく国民の均質化を志向するという意味において国民的統合という側面を有していたと主張する。木下君はそこに、「帝国の遺産」としての文化一元主義的価値観の継承と、帝國的な民族自治観の否定を読み取る。

結論においては、ここまでの議論の要点があらためて提示されるとともに、以下のような主張が展開されている。中国における多民族統合は、静態的な安定した秩序として

ではなく、矛盾を抱えた動態的で不安定な秩序であり続けている。それは二〇世紀以降の中国が「帝国の遺産」とい

いうる文化一元主義的価値と「因俗而治」の容認の間に均衡を打ち立てようとして、それに失敗し続け、いつも植民地主義的統治に帰結することによるのである。中国は決して一貫して新疆の各民族を力づくで統合しようとしたわけではなかった。盛世才は、各民族の独自性を尊重し、最大限に開花させようとした。だが、その試みは彼らの民族意識を育み、それをコントロールする術を失った盛世才は統制強化に踏み切るしかなくなり、結果的に植民地主義的統合がなされた。張治中もまた非漢族の政治的主体性を認め、民族自決的統合を目指したが、国民党内部で十分な合意を得られず、これまた失敗に終わった。一九四〇年代半ばには、漢族による省政府の支配と、非漢族による現地住民の自治を組み合わせた一種の二重構造を備えた統治が試みられたものの、結局は、漢族主体の警察機構による統制が非漢族の激しい反発を招いた。こうして、各民族に内実を備えた自治を与えようとする試みはいつも失敗に終わり、そのたびに力による統制に帰着したのである。それは一九五〇年代で終わったのではなく、その後も現在に至るまで続いている、という主張をもって本論文は締めくくられている。

本論文の評価

本論文の最大の意義は、二〇世紀前半を考察対象として、新疆を統治する中国本土のさまざまな政治権力——いうまでもなく、それらはいずれも漢族が担っていた——による民族統合の理念と現実を描き、歴史的に一貫したパターン（あるいはサイクル）があることを見出している点にある。

一八世紀半ばからこの地を統治する漢族の政治権力は、ある場合には現地諸民族の宗教、伝統、習俗を尊重し、内実を備えた自治を与えることによって、別の場合には彼らを漢族主体の統治機構に参加させることによって、漢族による統治を認めさせ、安定させようとしてきた。そのような試みは、中華帝国の伝統的な統治技術の一部であった。またそれは、新疆においては少数者にすぎない漢族が、圧倒的多数の非漢族を全面的に敵に回すことはできないという統治の経済の命じるところでもあった。だが、二〇世紀に入って、新疆が中国ナショナリズムとテュルク系の人々のナショナリズムが衝突する場所になると、伝統的な統治技術は有効性を失ってしまった。そのために、木下君がいうように、漢族による統治は根本的に再編成されなければ

ならなかったのである。

新疆を統治した漢族の指導者たちの多くは、いずれも諸民族を軍事力と警察力によって制圧しようとはしなかった。だが、楊増新にせよ、盛世才にせよ、張治中にせよ、新民主主義時期の中国共産党にせよ、新疆における諸民族の伝統と文化に寄り添おうとする政策は、ことごとく失敗に終わり、漢族による力ずくの統治に帰着するのである。われわれはこのパターンの延長線上に、今日の中国共産党とウイグルとの関係を見出す。木下君は、本論文のもつ今日的な意義について語ることに抑制的であるが、この論文を読む者は誰しも、本論文における議論と現在の新疆におけるウイグルの境遇とを結びつけないではいられない。

この広大でさまざまな民族が暮らす地域では、統治者である漢族は諸民族を自らの統治に従わせるために、いかなる政策を実行しても失敗する運命にあるのだろうか。木下君は、新疆における諸民族の統合をめぐる漢民族の苦悩を生き活きと描いており、それが本論文の価値を高めている。木下君は、そのような長く持続する苦悩が生じる根底には、文化的に「先進的」である漢族が「遅れた」非漢族を導いてやらなければならないという、明らかに中華帝国の時代から引き継がれた根強い考え方がありとされているが、妥当

な見解であると思われる。

木下君は、二〇世紀における新疆がたどった軌跡を描くにあたり、『新疆日報』、『新疆民衆反帝連合会資料彙編』、『新疆文史資料選輯』、『新疆文史資料精選』、『新疆政報』など、望みうる限りの中国語出版物を参照している。そして、ロンドンの文書館で集められた外交文書、および台北の国史館で収集された檔案資料が彼の議論を補強している。そのような広範に及ぶ資料調査の結果として、楊増新の統治を再評価し、それが一定の合理性を備えたものであったことを明らかにした点、および盛世才の民族政策が新疆南部のウイグルの民族主義運動、ソ連の影響、そして彼自身の対日認識などが絡まりあつて複雑な展開を見せた過程を濃密に描いたことも高く評価できる。

とはいえ、本論文にもいくつかの課題が残されている。

まず、この論文が考察対象とする期間は、もう少し後まで延ばしてもよかつたであろう。生産建設兵団に関する分析は、第六章に統合するより、独立した章を設けるほうがよかつたように思われる。というのも、『中共重要歴史文献資料彙編』に収められた新疆に関連する資料など、新しい資料が利用できるからである。

また、本論文は、漢族によって統治される側の非漢族が置かれた状況を必ずしも十分に描いていない。それは、ウイグルの直面する問題や彼らの認識が、主として中国語の資料を通して語られている（しかも、漢族が作成した資料に伴うバイアスが十分に考慮されることなく語られているようにみえる場合もある）からである。中国語の資料は実によく渉猟されているとはいえず、新疆の歴史はマルチ・アーカイブの手法を用いて語られるにふさわしい。きわめて難しい注文であるが、中国語と英語だけでなく、ウイグル語、テュルク語、ロシア語のいずれかの資料を用いることができるなら、記述は格段に厚みを増すはずである。とりわけ、新疆においては、ロシアとの関係でさまざまな事件が生じることに鑑みれば、研究を進展させるための鍵のひとつは、やはり言語にあるように思われる。

さらに、中国共産党政権下における北京の党中央と新疆の現地党组织との関係については異なる解釈の余地があるように思われる。木下君は、比較的穏健な党中央と急進的な現地党组织の政策志向の違いという観点から、中華人民共和国建国初期における共産党の新疆に対する政策の変遷を動態的に描いている。しかし、木下君自身も示唆するように、毛沢東をはじめとする党中央もまた、非漢族の宗教、

文化、習俗を尊重するといえながら、実際には当初から漢族の文化的優位という発想と深く結びついた植民地主義的統合を目論んでいたのではあるまいか。つまり、党中央と共産党新疆分局との差異は、質的なそれというより、政策の程度とそれを実行に移すタイミングに関する判断の違いにとどまっていたのかもしれない。この点は、より精緻な検討が必要であるように思われる。

しかしながら、以上の課題はもとより本論文の意義を大きく損なうものではなく、ここまでの研究の延長線上に位置するものとみなすことができる。これらの点については、木下君の今後の研究のなかで十分に配慮されるものと信じる。

以上のような審査にもとづき、審査員一同は、本論文が二〇世紀の新疆における中国による多民族統合の再編を歴史的に解明したきわめて学問的価値の高い業績であると判断し、ここで示された木下恵二君の学識が、博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに十分に値する内容であると確信するものである。

二〇二二年六月一八日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	小嶋華津子
副査	慶應義塾大学名誉教授・法学博士	山田 辰雄